

積卸し作業指揮者・車両系荷役運搬機械作業指揮者 安全教育の実施について

労働安全衛生規則において、

- 事業者は、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業または卸す作業を行うときは、当該作業の作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。
- 事業者は、車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、当該作業の作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

と定められています。

陸災防宮崎県支部では、作業指揮者が適正に職務を遂行するため、厚生労働省が示すカリキュラムに基づき、安全教育を実施します。

日 程	講 習 名	時間	コース
令和7年2月25日(火)	積卸し作業指揮者	7 時間	A
令和7年2月26日(水)	車両系荷役運搬機械作業指揮者	3 時間	B

※Aコース（7H）、もしくはA+Bコース（10H）となります。

※Bコース（3H）のみの場合、陸災防が発行した積卸し作業指揮者修了証をお持ちの方が対象となります。

申込み方法、受講料等の詳細につきましては、陸災防宮崎県支部の技能講習等講習計画から確認ください。

陸災防宮崎県支部